

公益財団法人武蔵野市国際交流協会の事業共催・後援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人武蔵野市国際交流協会（以下「協会」という。）が共催又は後援をする事業の基準及びその手続等について定め、国際交流及び国際協力の進展に寄与することを目的とする。

(承認基準)

第2条 協会が共催又は後援をする事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業内容が明らかに国際交流及び国際協力並びに在住外国人への支援に寄与するものであること。
- (2) 営利を目的としない事業であること。
- (3) 公益性のある事業であること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。
- (5) 主催者は、その存在、組織等が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される団体であること。

(申請)

第3条 協会の共催又は後援を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、共催・後援申請書（第1号様式）に当該事業の内容を明らかにする書類を添付して提出しなければならない。

2 協会が他の団体に共催を申し入れた場合は、当該団体は前項の規定による申請を省略することができる。この場合において、協会は、内部の起案により共催を決定するものとする。

(承認の決定)

第4条 協会は、申請された内容について審査を行い、承認することを決定したときは、速やかに申請者に承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、一定の条件を付けることができる。

(負担金)

第5条 協会は、共催を決定した場合であって、特に必要と認めるときは、当該事業費の2分の1に相当する額を限度として、負担金を支出することができる。

2 前項の負担金の額は、1事業につき5万円を超えることができない。

(負担金の請求及び支払)

第6条 前条の規定による負担金を請求しようとする者は、事業終了後1か月以内に当該事業に係る収支報告書及び負担金請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 協会は、前項の収支報告書及び負担金請求書の内容を審査した上で、前条の基準の範囲内で負担金を支払うものとする。

(事業の変更)

第7条 申請者は、共催又は後援の承認を受けた後、事業計画を変更した場合は、直ちに届け出なければならない。

(結果の報告)

第8条 申請者は、当該事業を終了したときは、速やかに共催・後援結果報告書（第4号

様式)により報告しなければならない。

(承認の取消等)

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、協会は、既に共催又は後援を承認した事業であっても、当該承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により、事業の共催又は後援の承認を受けたとき。

(2) 第4条ただし書の規定により付けた条件に違反したとき。

(3) 過去に共催又は後援の承認を受けたものについて、報告書提出等の義務を履行しなかったとき。

(4) その他、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定により承認を取り消した団体から新たな申請があったときは、協会は、共催又は後援を承認しないものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前において、武蔵野市国際交流協会事業共催・後援取扱要綱第3条の規定によりされた共催又は後援の申請については、協会に対して、この要綱の規定により申請があったものとみなして取り扱うものとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

共催・後援申請書

公益財団法人武蔵野市国際交流協会理事長 殿

		申請日	平成	年	月	日
団体名						
所在地			電話	代表者氏名		
印						

下記のとおり事業を実施しますので、公益財団法人武蔵野市国際交流協会の（共催・後援）を申請します。

記

事業の名称						
事業の目的及び内容（事業計画、運営方法、事業目的等を具体的に記入）						
開催日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日						
会場						
対象				参加人員 名		
講師			会費の徴収 有（ ）・ 無			
開催当日の責任者		住所	電話	氏名		
共催・後援の内容						

承認通知書

平成 年 月 日

申請者 様

公益財団法人武蔵野市国際交流協会理事長

平成 年 月 日付で申請のあったことについて、下記のとおり承認します。

記

事業の名称	
開催日	
会場	
承認の内容	共催 ・ 後援
条件	(1) 公益財団法人武蔵野市国際交流協会の共催又は後援の名義を使用した印刷物等は、作成次第速やかに公益財団法人武蔵野市国際交流協会へ提出すること。 (2) 事業実施上、公益財団法人武蔵野市国際交流協会の共催又は後援にふさわしくない行為があったときは、承認を取り消すことがあること。

*承認後に事業計画の変更があった場合には、直ちに届出をしてください。

*事業終了後は、速やかに共催・後援結果報告書（第4号様式）により報告してください。

負担金請求書

公益財団法人武蔵野市国際交流協会理事長 殿

		提出日	平成	年	月	日
団体名						
所在地		電話		代表者氏名		
				印		
共催事業名						

上記の共催事業が終了したので、別添の収支報告書を提出するとともに、下記のとおり負担金を請求します。

記

請求額		円
(内訳)		
対象事業費		
(1) 旅費及び宿泊費		円
(2) 会場及び施設の借上料		円
(3) 運搬費		円
(4) 印刷費及び広告費		円
(5) 講師謝礼		円
(6) その他		円
合計	円 ÷ 2 =	円
(上限5万円)		

第4号様式（第8条関係）

共催・後援結果報告書

公益財団法人武蔵野市国際交流協会理事長 殿

		提出日	平成	年	月	日
団体名						
所在地			電話		代表者氏名 印	

下記のとおり（共催・後援）事業が終了したので報告します。

記

事業の名称			
事業の内容（具体的に記入）			
開催日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
会場			
参加人員 名			
係	事務局長	常務理事	理事長